れる。そのため、表現の自由等との調整に留意しつつ、法制度の整備等の対応を図るとともに、学校教育等においても情報の流通におけるルール遵守を徹底させるよう取り組む。

- (4) 高度情報通信社会の構築に当たり、国民や産業分野の参加の促進にとって、通信 コストの与える影響が大きい。そのため、「規制緩和推進計画」を着実に実施すると ともに、公正かつ有効な競争条件の整備を徹底することで競争を活発化し、より一 層の通信料金の低廉化を図っていく。また、将来的には定額制も視野に入れるなど、 利用者が利用しやすく、サービスを提供する民間企業の創意工夫がいかされる、需 要喚起型の料金体系の実現を目指す。
- (5) 光ファイバーや衛星通信を始めとするネットワークインフラの民間主体の整備と それに対する公的な支援など、適切な官民の分担によるハードウェア、ソフトウェ アを含めた情報通信インフラの整備を計画的に推進する。
- (6) 情報通信の高度化の初期段階においては、変化に十分対応できない人々が社会生活上不利になると懸念されている。このため、公的機関における諸手続や情報提供等に関しては、情報通信を活用した手段に急激に移行することなく、当分の間、従来の方法と新しい方法の提供とを併存させることとする。特に身体障害者向けの機器については、公的部門は民間部門と協力して開発に当たる。
- (7) 産業構造の転換や企業内の情報通信の高度化を利用した効率化の過程においては、各企業内における組織の変革の進展や雇用需要の減少が考えられる一方、情報通信を核とした新たな産業や雇用の創出も期待されており、新たな産業分野への展開の支援と産業・業種間の労働力の円滑な移動が必要となる。このため、職業紹介システムの強化等を図るとともに、あらゆる分野の労働者が情報通信の高度化に対応できるよう、職業訓練等により職業能力の開発・向上に努める。

4. 産業分野の取組への期待

高度情報通信社会は、経済社会を構成する各界各層が広範かつ積極的な取組を行う ことによって構築されていくものと考えられ、中でも産業分野の果たす役割は大きい。

- (1) サービスやネットワークの提供者が、利用者の具体的なニーズを的確に捉え、新たに事業化を図ることにより、情報通信に関連した市場を発展させ、真のゆとりと 豊かさの実感できる国民生活の実現に貢献することが期待される。
- (2) 高度な情報通信システムの利用者の増大を図るため、機器やソフトウェアを提供

する企業が利用者のニーズを的確に把握しつつ競争的な取組を行うことにより、利 用者にとって使いやすく廉価な機器やソフトウェア等を開発するとともに、製品開 発等を支える根幹的な理論・技術の研究開発に積極的に取り組むことが期待される。

第4節 社会資本整備の推進

1 公共投資基本計画の推進

- (1) 社会資本整備については、「公共投資基本計画」の考え方に沿って、財政の健全性 を確保しつつ、積極的な計画の促進に努める。国民生活の豊かさを実感できる経済 社会の実現に向け、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、住宅・宅地の整備等の直 接的に国民生活の質の向上に結び付くものへの配分の重点化を継続しつつ、この中 で、急速な高齢化の進展に対応した福祉の充実を図るとともに、高度情報化等にも 適切に対応する。
- (2) 公共投資の地域別配分については、地域の活性化を通じた多極分散型国土の特色 ある発展を図ることを基本とし、重点的、効率的配分を行い基礎的条件整備を積極 的に推進する。なお、施設の運営に当たる要員、運営のための仕組み、機器や資材、 サービスなどの施策が揃って初めて機能するものについては、必要に応じ社会資本 の運営のための人材・ソフト等の確保にも配意する。

2. 社会資本の整備目標

(1) 社会資本整備は、様々な政策目的に沿って実施されている。それぞれの政策目的は相互に密接に関連しており、一つの社会資本が複数の政策目的のために整備されている場合も多いが、先進諸外国に比較して立ち後れた国民生活の質の向上に結び付くものを重視する必要があること、阪神・淡路大震災の経験等を礎として、各種の自然災害に強く安心できるくらしの実現が求められていること、本格的な少子・高齢社会の到来を間近に控え、高齢者の介護問題等への適切な対応を図る必要があること、高コスト構造の是正、グローバリゼーションへの対応等の構造改革が求められている我が国の現下の経済情勢等にかんがみ、高度な情報通信インフラや基幹的交通ネットワーク等を利用した活力ある経済社会の基盤の整備が重要であることなど、我が国が現在直面する主要な課題を踏まえると、政策目的は大きく以下の3つに整理される。

- ※↑① ☆ 快適な生活環境の形成
- ②。安全で安心できる生活の確保
- ③ 新しい日本経済の発展基盤の構築
- (2) 国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するため、これらの政策目的を踏まえっつ、利用者の視点に立って社会資本の整備目標を分かりやすく示すことにより、それぞれの施策の方向を示すとともに、これらの整備目標等を踏まえて社会資本の着実な整備を図る(別表参照)。
- (3) なお、都道府県、市町村等地域のレベルでみた場合、政策目的は必ずしも全国一 律である必要はない。住民に身近な社会資本の整備は地方が主体となって行うこと が基本であり、地方公共団体は、それぞれの個性を踏まえて政策目的を整理し、地 域の総合的な政策主体として長期的なビションに基づき、地域の特性に応じた個性 豊かな社会資本の整備を実施することが求められる。

第8章 行財政改革の推進等

構造改革を推進していくに当たっては、公的部門の改革を進める必要がある。この ため、以下により、行財政改革の推進等を図る。

第1節 行政改革

1. 行政改革の推進

国民経済の成熟化、人口の急速な高齢化や価値観の多様化、さらには国際情勢の激変など内外情勢は大きく変化し、戦後の我が国の発展を支えてきた行政システムも今や様々な歪みを生じ、従来どおりのあり方をそのまま踏襲していたのでは社会のニーズに対応できなくなっている。

変化への対応力に富み、簡素で効率的かつ国民の信頼を確保し得る行政を確立する ため、これまでの臨時行政調査会及び3次にわたる臨時行政改革推進審議会の答申等 を尊重するとともに、現在検討が進められている行政改革委員会の意見をも尊重し、 その改革を進めていく。

改革の方向としては、「官から民へ、国から地方へ」であり、官と民との関係では規制緩和等、国と地方との関係では地方分権、国民の信頼確保の観点からは行政情報の

公開を進める。

2. 地方分権の推進

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現のため、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理することを基本として、地方分権を推進する。これにより、地方において自らの地域に責任を持つ自立した地方自治を確立し、地域社会・経済の特色ある発展を促進する。この場合、国と地方公共団体の役割分担に即した国から地方公共団体への権限委譲等の推進、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図ることにより、その行財政基盤を強化するとともに、併せて地域経済の成長の一助とする。

3. 情報公開の推進

処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、 行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として制定された行政 手続法の趣旨を踏まえた行政運営を行う。

行政を一層公正で民主的なものとし、行政に対する国民の信頼を確保する観点から、 行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度についての本格的 な検討を進める。公共料金の改定に当たっては、公共料金関連事業の内容の透明性を 確保し、国民の十分な理解を得るよう、情報公開を進める。

国民による公開情報の活用を容易にするため、急速に進歩しつつある情報通信技術の成果を行政分野に積極的に導入し、効率的、効果的な行政の実現を図るよう、行政の情報化に計画的に取り組む。

第2節 財政改革等

1. 財政改革の推進と財政運営

- (1) 我が国財政は、公債残高が約 221兆円 (平成7年度末見込み) に達し、これによる利払費のため政策的経費が大きく圧迫されるなど構造的にますます厳しさを増している。また、国際的に比較しても、主要先進諸国の中でも、公債依存度、利払費率、長期政府債務残高いずれも最高水準にある。
- (2) こうした中で、我が国財政は、今後、急速に進展する高齢化への対応、着実な社

会資本の整備、国際社会における責任の増大など、真に時代の要請に沿った財政需要に対応し、財政の資源配分機能を有効に発揮できるようにしていく必要がある。 このため、財政構造の改善を図り、その対応力を回復することが急務であり、これにより限られた財源を重点的・効率的に配分することとする。また、財政事情等を勘案しつつ、経済状況の変動に応じ適切かつ機動的な財政運営に努める。

- (3) 今後、急速な高齢化の進展等に伴い、国民負担率が更に上昇すると見込まれるが、 経済の発展、社会の活力を損なわないよう、極力その上昇を抑制する。
- (4) 中長期的に経済の成長を継続させていく上で、財政の健全性の確保が重要である。これは、主要先進諸国の共通認識となっており、実際に財政健全化に向けた努力がなされているところである。こうした中、我が国においては、現世代の負担は、近年、国民負担率が40%を下回る水準で横ばいとなっている一方、全体としての受益水準はその間着実に上昇しており、この分だけでも将来世代に対し相当程度の追加負担を負わせることになっているため、この観点からも、早急な財政の健全化を推進していく必要がある。
- (5) 計画期間中の財政運営に当たっては、公債依存度の引下げ等により、公債残高が 累増しないような財政体質を作りあげるよう努める。このため、歳出面においては 制度の根本にまでさかのぼった見直しや施策の優先順位の厳しい選択を行うなど徹 底した洗い直しを行うとともに、税外収入等歳入面においてもあらゆる努力を傾注 し、財政改革を一層強力に推進する。

2. 今後の税制のあり方

租税負担のあり方については、活力ある豊かな経済社会を実現するという観点を踏まえ、高齢化、経済のストック化、国際化といった我が国経済の構造的な変化に対応しつつ、税負担の公平性、経済活動等への中立性、制度の簡素性という基本原則の下、所得・消費・資産等の間でパランスのとれた税体系の構築を目指して、幅広く検討する。

3. 今後の地方財政運営

(1) 地方財政については、地方債等の地方の借入金残高が約 121兆円(平成7年度末 見込み)に達するなど、ますます厳しさを増している状況にあるが、一方で、住民 に身近な社会資本の整備、少子・高齢社会への対応、災害に強い安全なまちづくり 等において、地方公共団体が果たすべき役割は大きい。計画期間中の地方財政の運営については、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、政策課題に適切に対応する。 また、地方財政の健全性を確保するため、地方公共団体においても経費の節減合理 化を推進する。

(2) 補助金等については、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、地方分権推進法の趣旨に沿って、国と地方公共団体の機能分担のあり方、費用分担のあり方の見直しを踏まえ、地方公共団体の自主性に委ねるべきものにあっては補助事業の廃止や一般財源化等を進めるほか、零細補助金の整理、類似補助金の統合・メニュー化等を推進し、真に必要なものに限定していくなどにより、より一層の整理合理化を進める。

第3節 金融政策

金融政策は、経済の健全な発展の基盤として通貨価値の安定を図ることを基本として、経済状況の変動に応じ適切かつ機動的に運営する。また、金融自由化・国際化の 進展等を踏まえ、今後とも引き続き金融政策の有効性を高めるよう努める。